

令和6年度荒廃森林整備事業調査・測量業務委託公募説明書

1 当該公募の趣旨

本業務は、概ね15年以上手入れがされていない、または、令和9年度までに森林の公益的機能が発揮できなくなる恐れのある市内の荒廃した私有人工林（スギ・ヒノキ）の調査及び測量を行うものである。本業務の遂行に際しては、対象となる人工林の判定や森林所有者に対する間伐や保安林についての説明を行うため、林業の専門的な知見を有していなければならないこと、また、市内広域にわたる私有人工林の管理履歴と現況及び森林所有者の情報を熟知していなければならない。このため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は指名型プロポーザルを実施する。

2 業務概要

(1) 業務名

令和6年度荒廃森林整備事業調査・測量業務委託

(2) 業務の詳細な説明

ア 調査

- ・概ね15年以上手入れがされていない、または、令和9年度までに森林の公益的機能が発揮できなくなる恐れのある市内の荒廃した人工林（スギ・ヒノキ）を別紙〈対象森林の判断基準〉の判定表に基づき判定する調査（100～500ha）を実施する。

- ・調査した箇所から強度間伐予定箇所（60～100ha）を森林所有者の整備や保安林指定等の同意を確認した上で決定する。

- ・強度間伐実施予定箇所の標準地調査（10m×20m区画）を実施する。（成立本数・樹種・胸高直径・樹高・強度間伐木の選定等）

イ 測量

- ・強度間伐予定箇所のうち面積の情報がない箇所の測量（簡易トランシットポケットコンパス等）及び平面図（縮尺1000分の1、又は2000分の1を標準）の作成を行う。

ウ 上記のア、イに付随する業務

エ 事業量によっては、業務を分割して発注することもある。

(3) 履行期間 契約締結日から令和7年2月28日まで(予定)

3 応募要件

(1) 基本的要件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿(以下「有資格業者名簿」という。)に記載されていること。

ウ 有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付けされていること、及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。

エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

ア 林業の専門的な知見を有すること。

イ 市内広域にわたる私有人工林及び森林所有者の情報を熟知していること。

ウ 国(公社及び公団を含む)又は地方公共団体(北九州市が出資する公社、事業団等を含む)が発注する類似業務(スギ林・ヒノキ林の間伐の調査及び測量)を履行した実績を有すること。

エ ア～ウについて、要件を確認できる書類及び貴社(団体)の概要が分かる書類が提出できること。

4 手続き等

(1) 契約担当課(問い合わせ先)

住所 北九州市小倉北区城内1番1号

担当課名 北九州市産業経済局農林課

電話番号 093-582-2078 FAX番号 093-582-1202

(2) 説明書に対する質問受付及び回答

ア 受付期間

令和6年7月3日から令和6年7月18日まで(閉庁日を除く)の毎日、8時30分から17時15分まで

イ 受付担当課

(1) に同じ。

ウ 回答

受付担当課から回答する。

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和6年7月4日から令和6年7月19日まで（閉庁日を除く）の毎日、8時30分から17時15分まで

イ 提出場所

(1) に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、別紙「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

エ 参加意思確認書記載上の留意事項等

(4) その他

ア 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても参加意思確認書の提出を無効とする。

イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。

エ 提出された参加意思確認書は、審査以外提出者に無断で使用しない。

オ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

カ 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

キ 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名競争入札又は指名型プロポーザルを中止する場合がある。

ク 参加意思確認書を提出した者に対し、審査結果を通知する。

ケ クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、北九州市産業経済局農林課長に対して、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

<対象森林の判断基準>

1 対象森林の判断基準

特定調査の結果、次のいずれかに該当するものを対象森林とする。

- ア 下層植生が殆どない又はやや少ないもの（下層植生の被覆率が80%以下）
- イ 下枝の枯損が著しく目立つ又は一部で見られるもの（林分の樹冠長率が40%以下）

2 現地における判断基準表

ア 下層植生の被覆状況

区 分	下層植生の被覆率	現地の判断目安
十分にある	80%超え	灌木や草本類が全面に認められる
やや少ない	25%超え80%以下	灌木や草本類が部分的に欠けている
殆どない	25%以下	灌木や草本類が殆どない

- (備考)
- ・下層植生とは、森林内の下層部に生育している植物の集団（植物被覆）をいう。
 - ・灌木とは、生長しても樹高が約3m以下の低木のことをいう。

イ 下枝の枯損状況

区 分	林分の樹冠長率	現地の判断目安
殆どない	40%超え	下枝の枯れ上がりが殆ど見られない
一部で見られる	40%以下	一部の林木で下枝の枯れ上がりが見られる
著しく目立つ	30%以下	林分全体で下枝の枯れ上がりが目立つ

- (備考)
- ・下枝の枯損状況は、林内にある立木の最下部の生枝周辺で判断する。
 - ・斜面の上部と下部で枯損状況が異なる場合は、斜面下部側で判断する。
 - ・樹冠長率とは、樹高に対する樹冠長（着葉部分）の割合のことをいう。